

足場の安全対策の重要ポイントを 体験で学ぼう

2021年2月18日

全国仮設安全事業協同組合

全国仮設安全事業協同組合について

2000年に中小企業等協同組合法により通商大臣（当時）及び建設大臣から設立認可を受けた団体です

目的：仮設に起因する労働災害の撲滅

組合員数：約250社（足場メーカー、リース業者、材工一式の施工業者）

事業：安全点検事業

教育事業 ・ 仮設安全管理者資格取得講習の実施

・ 研修会等の開催及び講師の派遣

オンラインストアによる商品の販売 など

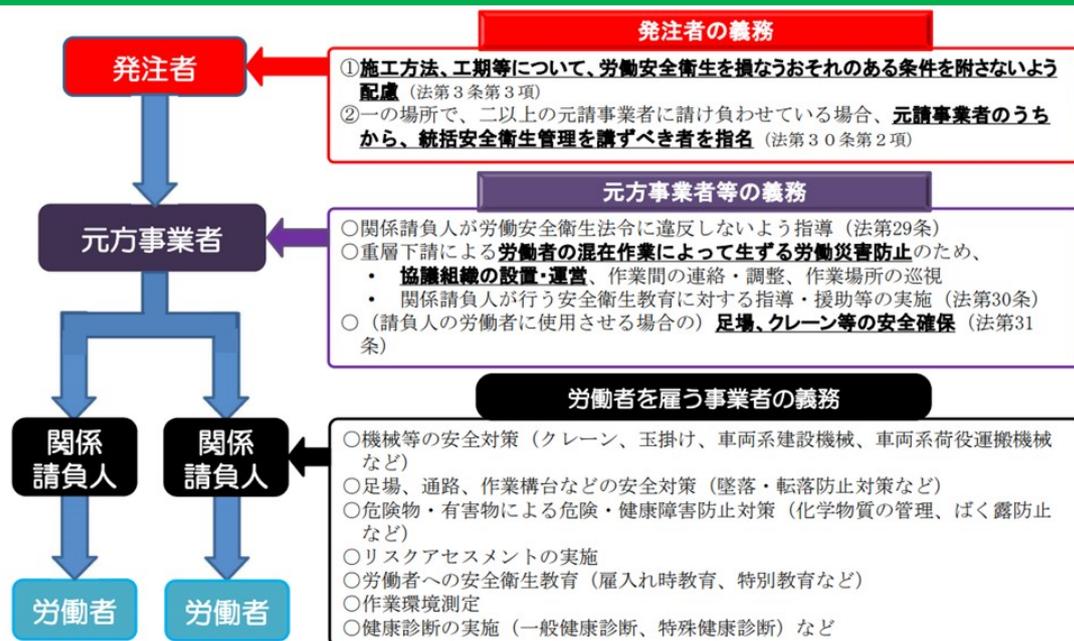
支部：本部以外に全国9支部

北海道・東北・関東・北信越・中部・近畿・中国・四国・九州

連絡先 本部 : 03-3639-0641

関東支部 : 03-3639-1571

労働安全衛生法における発注者、元方事業者、関係請負人の労働災害防止に関する義務（建設業）



建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編（抜粋）

第3 発注者及び施工者の責務

- 1 発注者及び施工者は、公衆災害を防止するために、関係法令等に加え、この要綱を遵守しなければならない（ただし、この要綱において発注者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより、施工者が行うことを妨げない）。

第5 施工計画及び工法選定における危険性の除去と施工前の事前評価

- 1 発注者及び施工者は、建築工事による公衆への危険性を最小化するため、**原則として、工事範囲を敷地内に収める施工計画の作成及び工法選定を行うこととする**。ただし、第24(落下物による危害の防止)に規定する防護構台を設置するなど、敷地外を活用する場合に十分に安全性が確保できる場合にはこの限りではない。

第7 適正な工期の確保

- 1 発注者は、建築工事の工期を定めるに当たっては、この要綱に規定されている事項が十分に守られるように設定しなければならない。また、施工途中において施工計画等に変更が生じた場合には、必要に応じて工期の見直しを検討しなければならない。

建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（抜粋）

第8 公衆災害防止対策経費の確保

- 1 発注者は、工事を実施する立地条件等を把握した上で、この要綱に基づいて必要となる措置をできる限り具体的に明示し、その**経費を適切に確保**しなければならない。
- 2 発注者及び施工者は、施工途中においてこの要綱に基づき必要となる施工計画等に変更が生じた場合には、**必要に応じて経費の見直しを検討**しなければならない。

第13 発注者及び施工者の責務

- 1 発注者及び施工者は、建築工事等の施工に先立ち、事前に警察、消防、病院、電力等の関係機関の連絡先を明確化し、迅速に連絡できる体制を準備しなければならない。
- 2 発注者及び施工者は、建築工事等の施工により公衆災害が発生した場合には、施工を中止した上で、直ちに被害状況を把握し、速やかに関係機関へ連絡するとともに、応急措置、二次災害の防止措置を行わなければならない。
- 3 発注者及び施工者は、工事の再開にあたり、**類似の事故が再発しないよう措置を講じなければならない**。

1 墜落・転落防止対策

労働安全衛生規則

安衛則 第518条

事業者は高さ2mの箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場組立て等の方法で作業床を設けなければならない。

※ また、（つり足場を除く）足場については幅40cm以上 床材間のすき間は3cm以下とすること。（安衛則563条）

安衛則 第519条

事業者は、高さ2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い等（囲い、手すり、覆い等）を設けなければならない。

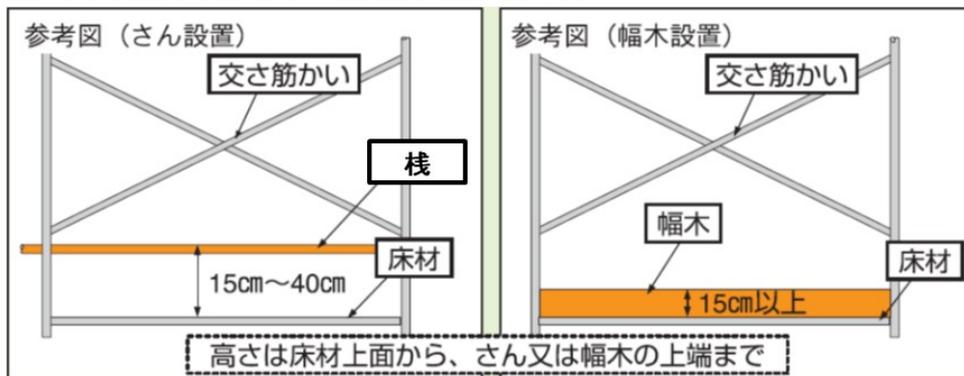
安衛則 第526条

事業者は、高さ又は深さが1.5m超で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。

労働安全衛生規則：墜落転落防止対策（安衛則：563条）

わく組足場の場合

- ①交さ筋かいに**さん**（高さ15cm～40cmの位置）若しくは**幅木**（高さ15cm以上）※ 又は同等以上の機能を有する設備を設置する。



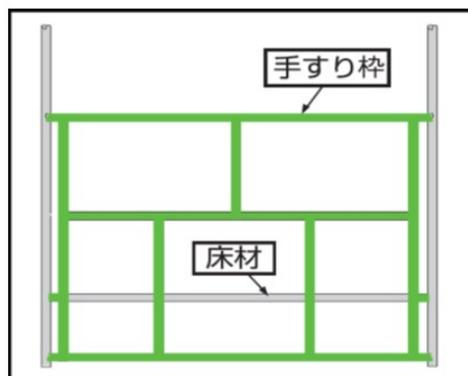
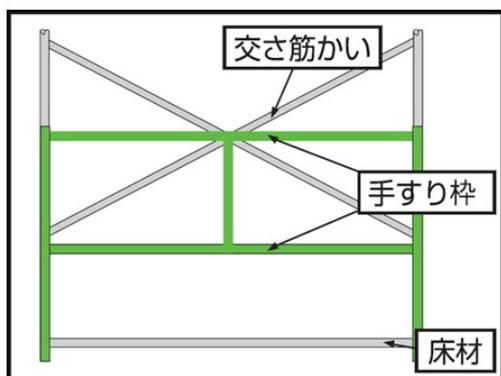
※ 幅木：「幅木」とは、つま先板ともいい、物体の落下及び足の踏みはずしを防止するために作業床の外縁に取り付ける**木製又は金属製の板**をいうものであること。（平成21年3月11日 基発第0311001号<抜粋>）

労働安全衛生規則：墜落転落防止対策（安衛則：563条）

わく組足場の場合

- ②**手すりわく**を設置する。

※ 「手すりわく」とは、作業床から高さ85cm以上の位置に設置された**手すり**及び作業床から高さ35cm以上～50cm以下の位置等に**水平、鉛直又は斜めに設置されたさん（中さん）**より構成されたわく状の丈夫な側面防護設備であって、十分な墜落防止の機能を有するものであること。（平成21年3月11日 基発 第0311001号<抜粋>）

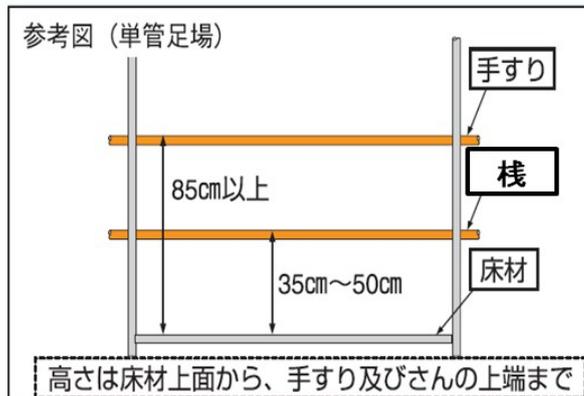
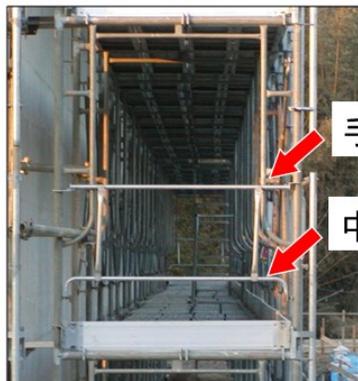


手すりわくを設置した足場の例

労働安全衛生規則：墜落転落防止対策(安衛則：563条)

わく組足場以外(※)の場合

手すり(高さ85cm以上)又は同等以上の機能を有する設備及び棧(中棧)(高さ35cm~50cmの位置)等を設置する。



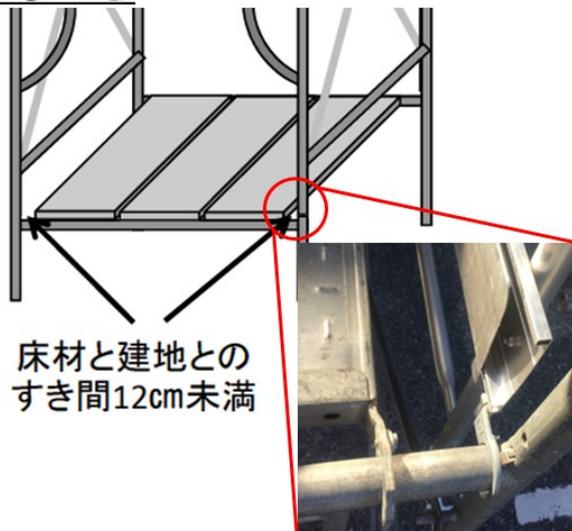
※ わく組み足場以外の例として、単管足場・つり足場・くさび緊結式足場等があり、わく組み足場の妻側(左図)も同様の対策が必要です。

労働安全衛生規則：墜落転落防止対策(安衛則：563条)

① 床材と建地との隙間は12cm未満とすること

大臣規格において、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間を塞ぐことが可能であることを踏まえ、**可能な限り床材と建地との隙間を塞ぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたもの**であること。

(平成27年3月31日 基発0331第9号)

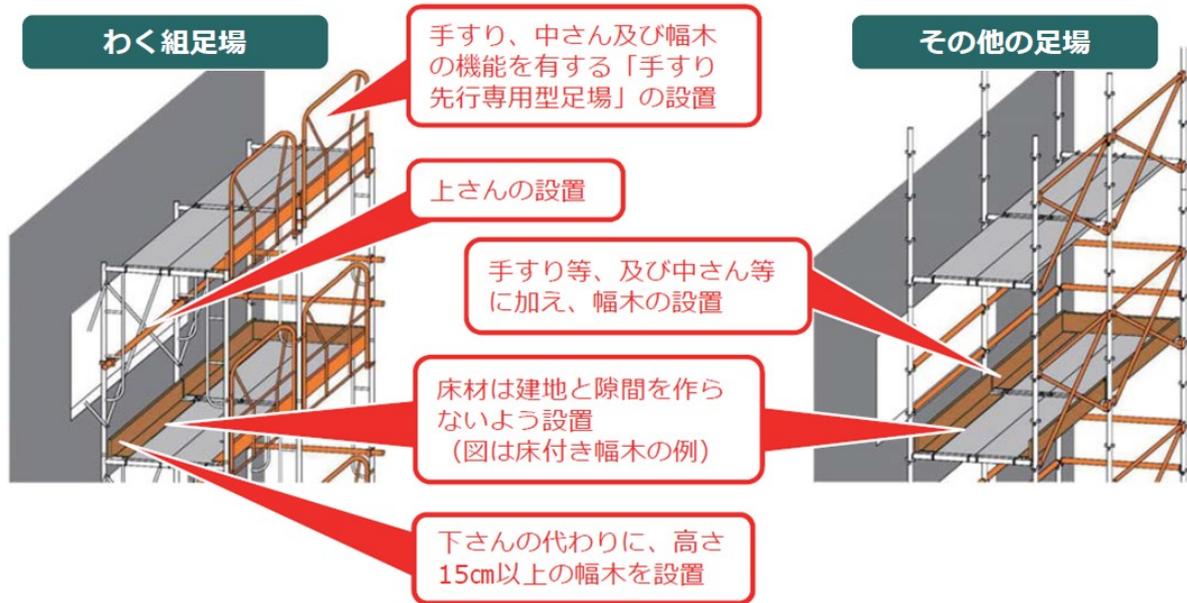


建地とすき間の例

推進要綱の「より安全な措置」について（抜粋）

推進要綱：足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱 の略

より安全な措置：安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について の略



推進要綱の「より安全な措置」について

手すり先行工法の採用

足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「**手すり先行工法等に関するガイドライン**」に基づいた**手すり先行工法（※）**による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置

※ 手すり先行工法とは：**足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法**

手すり先行工法の例



補足：手すり先行工法に関連する仕様書等

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年度

※神奈川県は国交省の仕様書そのまま

2章 仮設工事 2.2.4 足場等

(2) 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月24日）の「(別紙)手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

横浜市建築局 建築工事特則仕様書 令和元年6月

第2章 仮設工事 2.1 足場その他

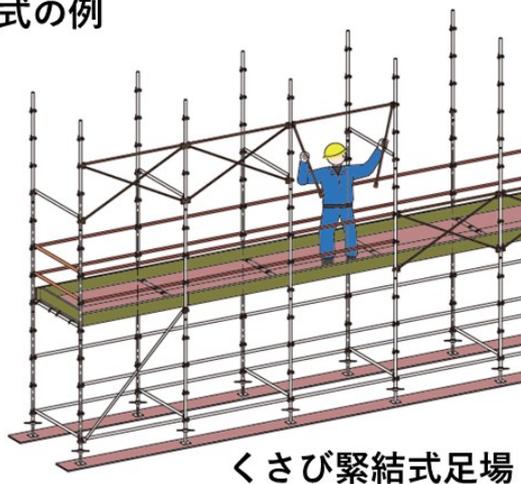
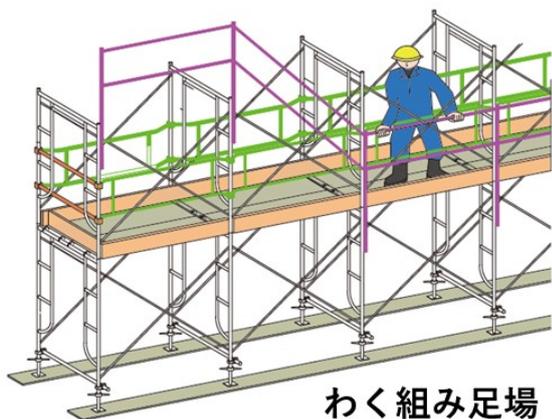
1 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

2 足場の組立、解体、変更の作業時は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

※ 手すり先行工法に関係する内容に限定して抜粋

手すり先行工法等に関するガイドライン

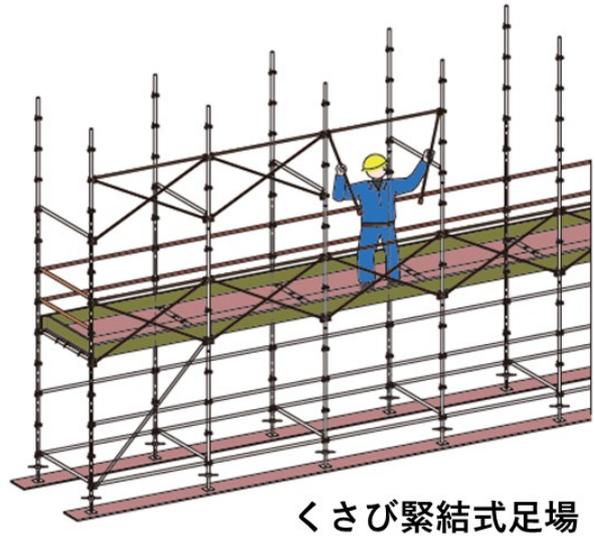
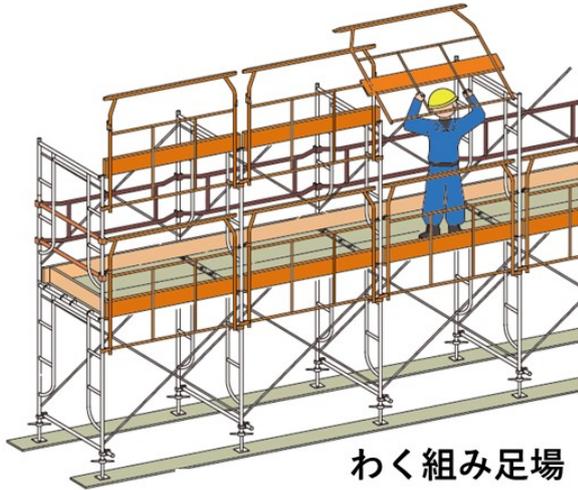
手すり先行工法の種類：(1) 手すり先送り方式の例



※ 足場の組立て時においては、手すり、中さん及び幅木を別途設けてから、先送り手すりを盛り替える
※ 足場の解体時においては、組立て時に設けた手すり、中棧及び幅木が足場の各層に残置されている状態で先送り手すりを盛り替える。

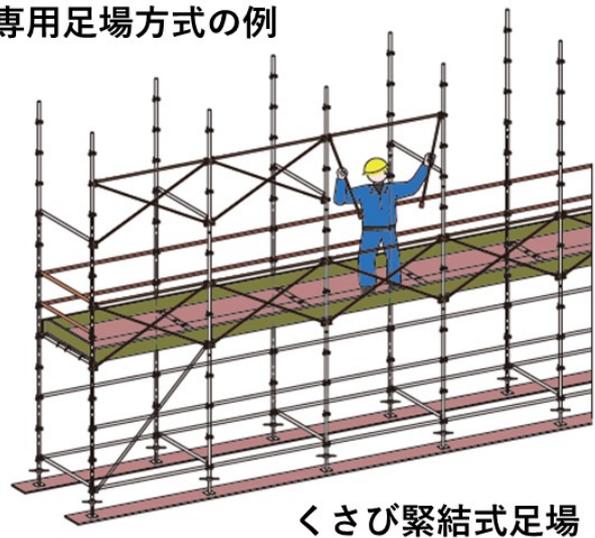
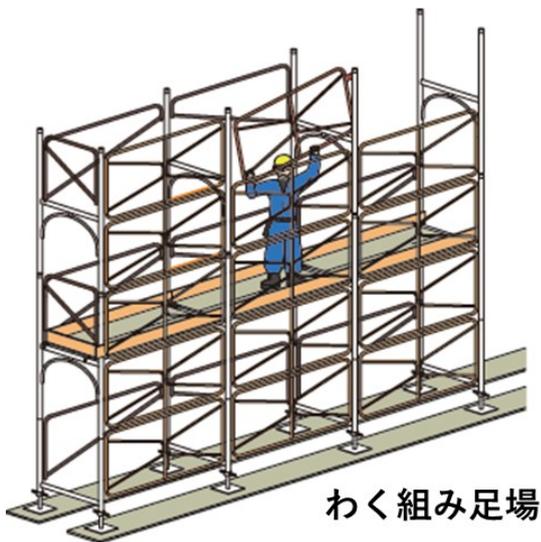
手すり先行工法等に関するガイドライン

手すり先行工法の種類: (2) 手すり据置き方式の例



手すり先行工法等に関するガイドライン

手すり先行工法の種類: (3) 手すり先行専用足場方式の例



1 墜落・転落防止対策の続き

労働安全衛生規則：墜落転落防止対策（安衛則：563条）

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ② 足場からの手すり等の墜落防止設備（足場用墜落防止設備）について、
- ・作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合は、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止すること。
 - ・足場用墜落防止設備を取り外す箇所において関係労働者に作業させる場合は、要求性能墜落制止用器具を安全に取付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
- ③ 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。（※）が追加。

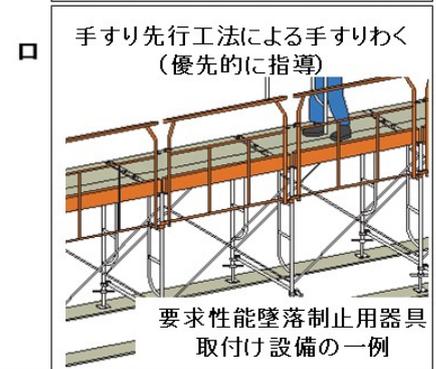
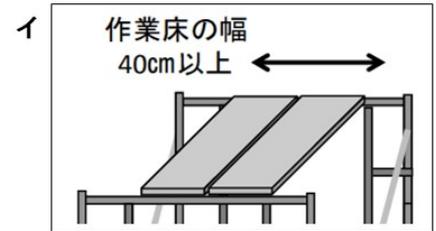
※ 取り外したものが作業終了後に元の状態に戻し、当該作業の責任者が確認
「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に係る意見募集について」に対して寄せられた御意見について：16番（平成27年3月5日）

なお、②及び③については、架設通路及び作業構台についても同様の措置が追加されています。

労働安全衛生規則：墜落転落防止対策（安衛則：564条）

足場の組立て、解体又は変更の作業時の墜落防止措置

- ① **高さ5m以上**から**高さ2m以上**の構造の足場まで適用範囲を拡大。
- ② **足場材の緊結等の作業**を行うときの措置。
 - イ 作業床の**幅20cm以上**としていたものを、**幅40cm以上**に拡幅。
 - ※ ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。
 - ロ **要求性能墜落制止用器具取付け設備等の設置及び要求性能墜落制止用器具を使用させる措置**を講ずること。
 - ※ ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。



厚生労働省では手すりの設置を優先的に講ずるよう指導（H27.3.31基発0331第9号）

2 飛来・落下防止対策

足場からの飛来・落下物による災害防止

厚生労働省：労働者に対する措置（労働安全衛生規則等）

国土交通省：主として第三者に対する措置（建築基準法等）

国土交通省の第三者に対する措置（建築基準法等）

建築基準法施行令 第136条の5(要約)

・工をする部分が工事現場の境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面から高さが7m以上にあるとき、その他落下物によって工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、工事現場の周囲を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

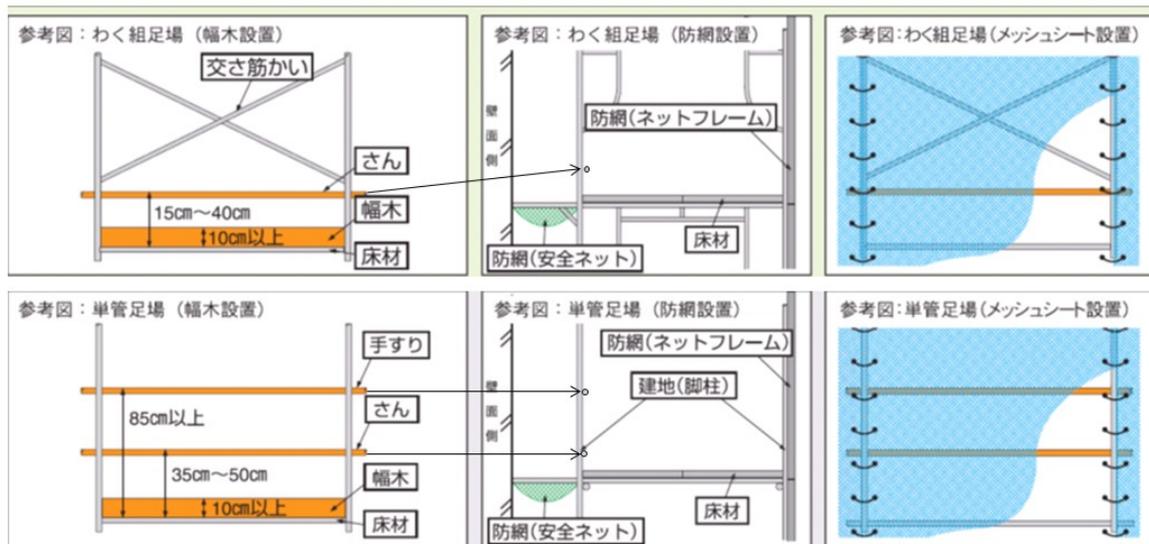
建設工事公衆災害防止対策要綱(要約) 2019年9月2日施行(国土交通省告示496号)

・外部足場から、ふ角75度を超える範囲又は水平距離5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合などがある場合には、落下物による危害防止のための防護柵等を設置しなければならない。(第23)

・施工者は、外部足場による危害の防止のため、足場を鉄網若しくは帆布やメッシュシートで覆い又はこれと同等以上の効力を有する防護措置を講じなければならない。(第24)

厚生労働省の労働者に対する措置（労働安全衛生規則）

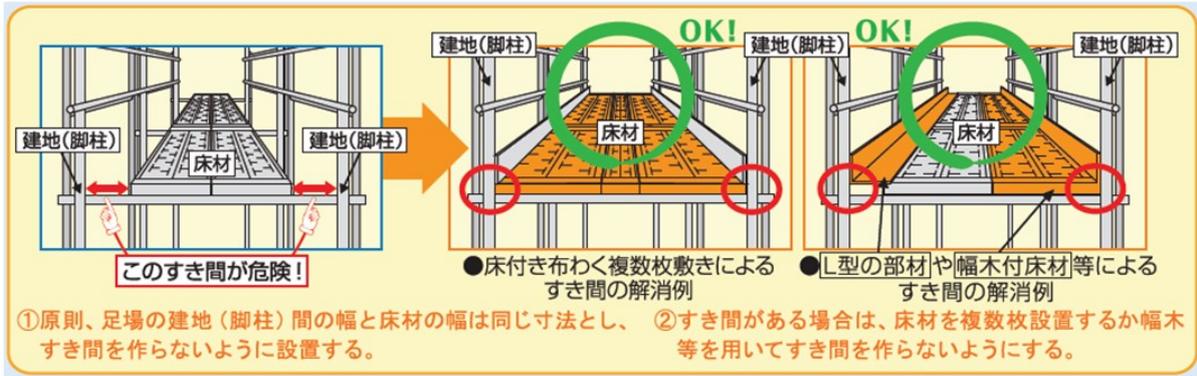
幅木(高さ10cm以上)、メッシュシート若しくは防網又はそれと同等の機能を有する設備(幅木等)を設置する。(第563条)



注) 機材の選択にあたっては、建築基準法等を考慮すること。

推進要綱の「より安全な措置」について

足場のはり間方向の建地(脚柱)の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地(脚柱)とすき間をつくらないように設置する。



床材と幅木とのすき間解消例



床付き布わく
複数枚敷きによる
解消例



L型の部材、幅木
付床材等による
解消例

落下防止設備：朝顔（防護棚）

朝顔は、建設工事の現場から落下物が外部に落下し、通行人等第三者に対する公衆災害を防止するために、足場の外側面にはね出して設ける落下物防止設備である。

一般的に朝顔は、張出し材、つなぎ材、根太（ころばし）及び敷板等により構成され、これらに使用する材料は、足場用鋼管、足場板、波型鉄板等である。最近では現場で簡単に組み立て、解体ができるプレハブ式（ユニット式）が主流となっている。

なお、朝顔（防護棚）の設置方法については、「建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事編」で定められており、令和元年9月2日に改正・施行している。



落下防止設備：朝顔（防護棚）

<注意点>（建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事編第23）

①工事場所が地盤面からの高さが10m以上の場合にあっては1段以上、20m以上の場合にあっては2段以上設けること。

（2段目以上は下の段より10m以下ごとに設置する。）

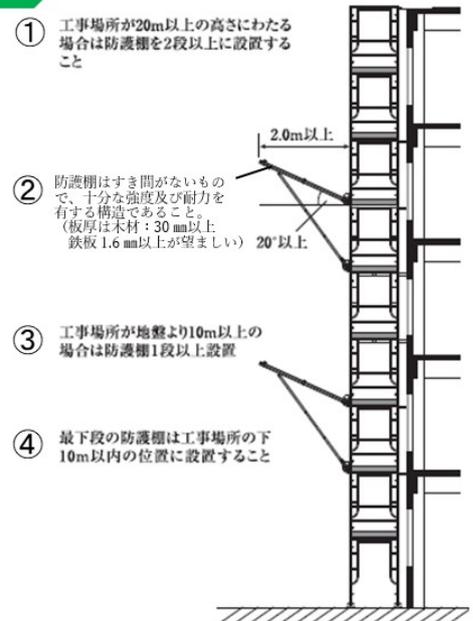
②最下段の防護棚は、建築工事等を行う部分の下10m以内の位置に設けること。

③防護棚はすき間がないもので、十分な強度及び耐力を有する構造であること。

（板厚は木材：30mm以上 鉄板1.6mm以上が望ましい）

（柵板は隙間なく張り、コンクリートはつりくずなど細かいものが落下しないようにし、できれば金網・シート類を敷くのも良い。）

※（ ）は「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説」（令和元年9月）より抜粋



落下防止設備：朝顔（防護棚）

<注意点>（建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事編第23）

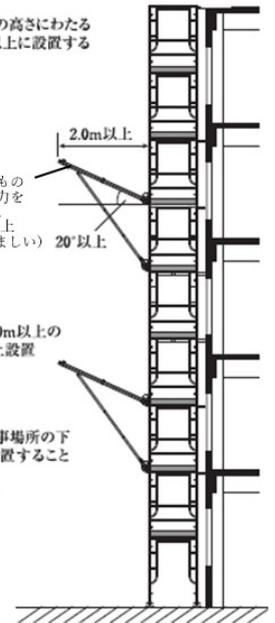
- ④各防護棚は水平距離で2m以上突出させ、水平面となす角度を20度以上とし、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取り付けること。（各部材相互の結合及び足場への取り付けは容易に脱落しないように金具などで堅固に固定する。）

① 工事場所が20m以上の高さにわたる場合は防護棚を2段以上に設置すること

② 防護棚はすき間がないもので、十分な強度及び耐力を有する構造であること。（板厚は木材：30mm以上、鉄板1.6mm以上が望ましい）

③ 工事場所が地盤より10m以上の場合は防護棚1段以上設置

④ 最下段の防護棚は工事場所の下10m以内の位置に設置すること



※ 施工者は、屋外での工事期間が長期間に渡る場合及び歩行者の多い場合においては、原則として、防護構台（荷重及び外力に十分耐える構造のもの）を設置すること。なお、外部足場の外側より水平距離で2m以上の幅を有する防護構台を設けた場合、第23の規定による最下段の防護棚は省略することができる。（同要綱 第24）

落下防止設備：朝顔（防護棚）

【単管、クランプ（自在）、木板を使った朝顔の例】

- ・ 設置、撤去時に作業員が朝顔に乗って作業するため、非常に危険である。
- ・ 台風が来た時に急遽、撤去することが困難である。
- ・ 朝顔の張り出し端部（単管の先）において上下の単管をクランプで緊結する際、単管の端部に十分な余長を設けていないことが原因で単管がクランプから外れ、墜落事故に繋がるケースがある。



3 安全点検

足場安全点検に関連する安衛則

足場安全点検については以下の通り

＜義務＞ 事業者：安衛則567条、568条（つり足場）、575条の8（作業構台）

注文者（特定元方事業者）：第655条、655条の2

1 日々の作業開始前の足場点検（事業者（作業を行う事業者））

（安衛則 第567条第1項、第568条第1項、第575条の8第1項）

その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 組立、解体、一部変更後の足場点検（事業者・注文者）

（安衛則 第567条第2項、第575条の8第2項、第655条第2項、第655条の2第2項）

足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない

3 悪天候後の足場点検（事業者・注文者）

（安衛則 第567条第2項、第575条の8第2項、第655条第2項、第655条の2第2項）

強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない

4 足場点検の記録と保存（事業者・注文者）

（安衛則 第567条第1項、第575条の8第3項、第655条第3項、第655条の2第3項）

当該点検の結果及び点検の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その措置の内容を足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

推進要綱の「より安全な措置」について

足場の安全点検の確実な実施

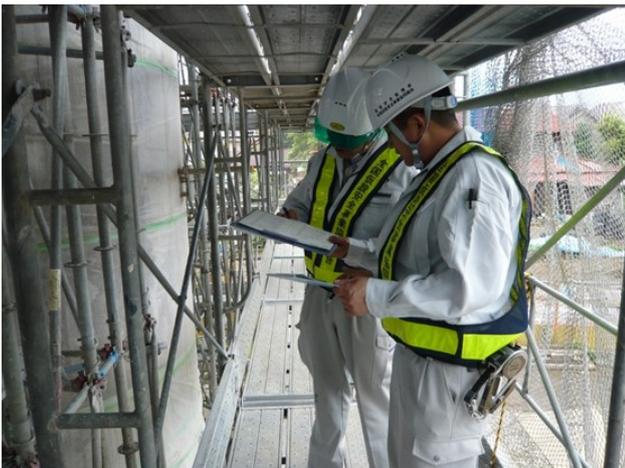
- 足場の種類に応じた**チェックリスト等**を活用して、**安全点検を確実に実施する**。
- 足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の**十分な知識・経験のある方※**を**指名**する。また、足場の組立て等の作業に**直接従事した以外の方が行う**ことで客観的・的確なものとする。

※十分な知識・経験のある方とは

- 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講
- 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築の方）など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」**
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」**
- 作業開始前の点検は職長等**当該足場を使用する労働者の責任者から指名**

推進要綱の「より安全な措置」について

仮設安全監理者による点検



チェックリストの一例

仮設安全監理検査実施報告書(第)実態調査表		*必ず先行工法等の「より安全な措置」及び「労働安全衛生規則」の措置(ハート面)	
検査項目	検査結果	検査項目	検査結果
1. 足場の種類	1. 鋼管組立式 2. 鋼管組立式 3. 鋼管組立式 4. 鋼管組立式	1. 必ず先行工法等の「より安全な措置」及び「労働安全衛生規則」の措置(ハート面)	○ 実施している
2. 足場の設置場所	1. 1階 2. 2階 3. 3階 4. 4階 5. 5階 6. 6階 7. 7階 8. 8階 9. 9階 10. 10階	2. 必ず先行工法等の「より安全な措置」及び「労働安全衛生規則」の措置(ハート面)	○ 実施している
3. 足場の設置時期	1. 1階 2. 2階 3. 3階 4. 4階 5. 5階 6. 6階 7. 7階 8. 8階 9. 9階 10. 10階	3. 必ず先行工法等の「より安全な措置」及び「労働安全衛生規則」の措置(ハート面)	○ 実施している
4. 足場の設置者	1. 建設会社 2. 建設会社 3. 建設会社 4. 建設会社 5. 建設会社 6. 建設会社 7. 建設会社 8. 建設会社 9. 建設会社 10. 建設会社	4. 必ず先行工法等の「より安全な措置」及び「労働安全衛生規則」の措置(ハート面)	○ 実施している
5. 足場の設置場所	1. 1階 2. 2階 3. 3階 4. 4階 5. 5階 6. 6階 7. 7階 8. 8階 9. 9階 10. 10階	5. 必ず先行工法等の「より安全な措置」及び「労働安全衛生規則」の措置(ハート面)	○ 実施している
6. 足場の設置時期	1. 1階 2. 2階 3. 3階 4. 4階 5. 5階 6. 6階 7. 7階 8. 8階 9. 9階 10. 10階	6. 必ず先行工法等の「より安全な措置」及び「労働安全衛生規則」の措置(ハート面)	○ 実施している
7. 足場の設置者	1. 建設会社 2. 建設会社 3. 建設会社 4. 建設会社 5. 建設会社 6. 建設会社 7. 建設会社 8. 建設会社 9. 建設会社 10. 建設会社	7. 必ず先行工法等の「より安全な措置」及び「労働安全衛生規則」の措置(ハート面)	○ 実施している
8. 足場の設置場所	1. 1階 2. 2階 3. 3階 4. 4階 5. 5階 6. 6階 7. 7階 8. 8階 9. 9階 10. 10階	8. 必ず先行工法等の「より安全な措置」及び「労働安全衛生規則」の措置(ハート面)	○ 実施している
9. 足場の設置時期	1. 1階 2. 2階 3. 3階 4. 4階 5. 5階 6. 6階 7. 7階 8. 8階 9. 9階 10. 10階	9. 必ず先行工法等の「より安全な措置」及び「労働安全衛生規則」の措置(ハート面)	○ 実施している
10. 足場の設置者	1. 建設会社 2. 建設会社 3. 建設会社 4. 建設会社 5. 建設会社 6. 建設会社 7. 建設会社 8. 建設会社 9. 建設会社 10. 建設会社	10. 必ず先行工法等の「より安全な措置」及び「労働安全衛生規則」の措置(ハート面)	○ 実施している

4 墜落制止用器具関連

法令上墜落制止用器具を使用しなければならないケース

安衛則 第194条の22

事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。

安衛則 第518条

事業者は、高さが2m以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

法令上墜落制止用器具を使用しなければならないケース

安衛則 第519条

事業者は、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、**労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。**

安衛則 第564条

事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが2m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること

ロ 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、**労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。**ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

法令上墜落制止用器具で出てくる数字について

5m 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)

(4) 胴ベルト型が使用可能な高さの目安

建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件(ランヤードのフック等の取付高さ: 0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ: 1.45m、ランヤード長さ: 1.7m(この場合、自由落下距離は2.3m)、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値: 1.2m、フルハーネス等の伸び: 1m程度)を想定すると、**目安高さは5m以下とすべきであること。**これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

6. 75m 墜落制止用器具の規格

(使用制限) 第二条

6. 75mを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型のものでなければならない。

なお、フルハーネス型は高さによる使用制限はないが、**取付設備の高さや作業者の体重に応じたショックアブソーバのタイプとランヤードの長さ(ロック付き巻取り器を備えるものを含む。)を適切に選択することも必要である。** 墜落制止用器具に係る質疑応答集(令和元年8月【質問3-1】)

特別教育について

安衛則第36条 特別教育規定 第24条

法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

四十一 高さが2m以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第十三条第三項第二十八号の墜落制止用器具をいう。第百三十条の五第一項において同じ。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

【「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案等に係る意見募集について」に対して寄せられた御意見等について(平成30年6月8日)：11番】

質問) 「高さ2m以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところ」とあるが、これ以外の使用については「特別教育を実施しなくてもよい」という解釈で正しいか。

考え) 高さが2m以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところ以外の作業に係るにつきましては、今回の改正による特別教育の対象にはなりません。

墜落制止用器具の経過措置

	2020年	2021年	2022年以降
政令・省令改正	★2019年2月1日に施行済		★完全施行日(1月2日～)
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用・製造・販売	使用・製造・販売可能		
改正前構造規格に基づく安全帯の販売が認められる猶予期間	2022年1月1日まで販売可能		2022年1月2日以降は販売不可
改正前法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	2022年1月1日まで使用可能		2022年1月2日以降は使用不可

2022年1月2日以降の使用可否について

種類	現行or改正	使用の可否
胴ベルト型	改正前構造規格	使用不可
	改正法令	使用可能 ※1
フルハーネス型	改正前構造規格	使用不可
	改正法令	使用可能 ※2

墜落制止用器具関連 足場作業主任者

安衛則 第566条（足場の組立て等作業主任者の職務）

事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- ・材料の欠点を点検し、不良品を取り除く
- ・器具、工具、**要求性能墜落制止用器具**及び保護帽の**機能を点検し**、不良品を取り除く
- ・作業の方法及び作業者の配置を決定し、作業の進行状況を監視する。
- ・要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視する。